

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立幸小学校  
校長名 浦川 潔 印

## 平成31年度教育課程について（届）

このことについて、立川市立学校管理運営規則第12条に基づき、下記のとおりお届けします。

### 1 教育目標

#### (1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調として、心身ともに健康で、人間性豊かな児童の育成に努める。また、主体的に考え、判断する能力を高め、生涯にわたる学習の基礎を培う教育を推進する。

- ◎自分で考え行う子ども                      ○ねばり強くやりぬく子ども  
○なかよく力を合わせる子ども              ○心と体をきたえる子ども

#### (2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ①人権が尊重された自己有用感のある学級経営の基、偏見と差別のない望ましい人間関係の確立を図ると共に、学年および異年齢集団での活動の充実を図り、教員と児童、児童相互が信頼関係で結ばれた明るく楽しい安心・安全な学校づくりに努める。
- ②具体的な体験を通して、自他の存在や生命、自然を大切にするなど思いやりの心と、望ましい考えや行動を求め守ろうとする規範意識を育み、社会全体でよりよい生活を実現しようとする心と態度を育む教育の充実を図る。
- ③コミュニティ・スクールを導入し、地域学校協働本部を核とする地域の教育力を生かした望ましい教育環境の整備と児童の健全育成に取り組む。学校・家庭・地域との連携を緊密化したネットワーク型学校経営システムを構築する。
- ④教科等横断的な視点を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得・定着させる。それらを統合・活用し、課題を発見し、更に解決しようとする力を育てる。「わかる・できる」授業を展開し、主体的・対話的で深い学びを推進する。
- ⑤学校の教育活動全体のカリキュラム・マネジメントを通して、学校や地域を取り巻く自然や農産業、宿泊学習を活用した体験学習の充実に努め、実践力のある環境教育を推進する。また、地域に貢献する福祉的教育やキャリア教育に取り組み、地域社会の一員としての自覚をもち、地域の環境を大切にしたり、社会に役立つとする態度を育てる「持続可能な社会づくりに向けた教育」の推進に取り組む。
- ⑥言語能力を向上させるため、各教科における読書指導や図書館利用を促進して読書活動の充実を図り、生涯にわたり読書に親しむ態度を養う。
- ⑦基本的な生活習慣と主体的に運動に親しむ態度を身に付けさせるため、より具体的な生活指導と体力向上策、食育の充実を図る。
- ⑧現実に起こりうる災害等に適時対応した避難訓練やセーフティ教室等の活用により、防災や安全に関する指導の充実と推進を図り、自分の命は自分で守ることのできる児童を育てる。
- ⑨いじめ問題や不登校・虐待・問題行動等の解決に向けて、生活指導部を中心とした校内委員会やSC・SSWを活用した相談体制により、日常的な児童理解に努めて問題発生の未然防止を図るとともに、保護者や関係諸機関との連携を深める。
- ⑩特別な支援が必要な児童個々の課題を改善させるために校内委員会で迅速に対応する。特別支援教室「幸小キラリ」の機能を最大限活用し、児童個々の自立を学校全体で取り組む。巡回相談を活用した指導方法の工夫改善に努めると共に、学校支援員や地域・学生ボランティアによる個別指導も併用し、特別支援教育の充実を図る。
- ⑪教育活動全体を通じて、日本や諸外国の文化や伝統について理解を深め、違いを受け入れ、尊重する態度を養うとともに、外国語活動を通して、コミュニケーション能力の素地を育成し、国際社会に生きる資質を備えた自立した児童を育てる。
- ⑫教科等横断的なカリキュラムの工夫改善を教職員の働き方改革につなげる。

## 2 指導の重点

## (1) 各教科、特別な教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間 特別活動

## ア 各教科

- ・「幸学習展開スタンダード」を基にした授業改善を推進し、児童に「わかる・できる」を十分に味わわせ、自信と学習満足度を丁寧に積み重ねていく。特に、算数については、「問い」と「共有」を生み出す研究授業を全学年で実施する。児童にとっての魅力ある授業づくりを展開していく。
- ・各学年で基礎的・基本的な知識・理解の適切な積み上げを重ねさせると共に、児童の授業に対する興味・関心・意欲を高めさせる。必要に応じて、取り出しによる個別指導も実施する。放課後の補習教室等の補充学習の時間を確保し、より丁寧な学力の底上げを図る。
- ・東京ベーシックドリル等を活用し、児童の基礎学力の現状を把握分析する。毎学期末その結果を家庭に返し、基礎学力定着に家庭と連携して取り組む。その上で、個に応じた多様な指導方法や評価方法を取り入れるなど、児童一人一人のよさや可能性を生かす授業改善や学習環境の充実に努める。
- ・地域の環境や人材を積極的に活用した体験的な活動や問題解決的な学習を通して、習得した知識・技能を統合・活用しながら自ら課題を発見・解決していく能力や豊かな創造力、主体的に学習しようとする意欲や態度を育成する。
- ・国語をはじめ各教科の特性に応じた言語活動の充実に努めるとともに、自他の意見や考えをしっかりと聞き、的確に反応して話す活動を重視して、積極的に関わり合い、認め合うなどの豊かなコミュニケーション能力を育成する。
- ・実験や観察などの体験活動を重視した理科や既習事項を課題解決に生かす算数を推進し、学んだ知識を実生活に活用できる力を育成する。
- ・体力向上への意欲を喚起させる掲示を工夫し、主体的に運動に取り組む児童を育てる。運動量確保と運動の質の向上を目的とした授業改善と体育館や校庭の環境整備に取り組む。

## イ 特別の教科 道徳

- ・学校の教育活動全体を通して、国際社会に生きる日本人としての自覚を深めるとともに、規範意識、公德心、責任感をもち社会の変化にたくましく対応できる実践力のある児童を育てる。
- ・自らの生き方を主体的に考え、自己の意見や心情等を積極的に表現する活動を充実させ、道徳的な判断力や実践力の向上を図る。「考え、議論する道徳」を目指し、授業の改善を図る。
- ・環境保護活動や福祉的活動などの社会奉仕的な体験学習を充実させることで、規範意識や豊かな心を育てる。
- ・道徳教育推進教師を中心に道徳科の授業改善や道徳授業地区公開講座を充実させる。
- ・道徳の時間では、東京都道徳教育教材集等や文部科学省の「私たちの道徳」を活用した授業を実施する。

## ウ 外国語活動

- ・外国語活動を通じて、自国や他国の言語や文化に対する理解を深め、他者と積極的にコミュニケーションを図ろうとする児童を育てる。
- ・ALTや中学校の英語担当教諭との連携により、学習活動の充実に努める。

## エ 総合的な学習の時間

- ・学校を取り巻く環境を生かし、児童が人や生き物と触れ合う体験活動を通して、その命の大切さを体感し、それらを愛しみ、大切に守ろうとする態度と実践力を身につけさせる。
- ・環境教育や福祉的な教育を柱とし、身近で社会的な問題に触れる具体的な体験をさせる。その上で、児童自らが発見した課題を自らの力で解決させていく。学んだことを積極的に発信する場を設け、効果的に表現することの楽しさを十分に味わわせる。
- ・保育園児や障害者の方との交流等を通して、「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」について、具体的に考えさせ、社会の一員としての自覚や地域貢献への意識を高めさせる。

## オ 特別活動

- ・学級活動の充実に努め、よりよい学校生活や人間関係を築こうとする意欲を高め、態度を養う。
- ・児童会活動やクラブ活動の充実に努め、学年・学級の枠を越えてよりよい集団活動づくりに参画しようとする自主的・実践的な意欲を高め、責任感のある態度を養う。

- ・学校行事の充実を図り、全校児童が学校への所属感や連帯感を深め、よりよい学校生活を築こうとする自主的・実践的な態度を養う。

## (2) 特色ある教育活動

- ・玉川上水や地域、八ヶ岳・清里の自然環境を活用した体験的な学習を進めることで、身近な自然や環境、郷土に愛着をもち大切にしようとする気持ちを育むとともに、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、環境問題や環境保全に主体的にかかわることのできる児童を育てる。
- ・立川市民科として、保育園児や障害者の方との交流、地域の清掃活動などの地域貢献活動に取り組み、積極的に地域に関わろうとする態度を育成する。
- ・朝読書の時間や春と秋の読書週間を設定して読書活動の啓発や環境整備を行い、学校及び家庭で日常的・積極的に読書に取り組む児童を育てる。学年の発達段階に応じた読書感想文の取り組みを充実させる。
- ・中学校区での幼保小中12年間の連続した教育を目指し、幼児と児童・児童と生徒の交流の機会を意図的に展開したり、授業の交流や教員間の相互研修に取り組む。
- ・オリンピック・パラリンピック教育の充実とともに、体力向上の推進を図るため、全校共通で取り組む重点活動を定め、年間を通して実践する。児童の実態や学校行事等との関連を考慮しながら指導方法や指導内容を工夫し、運動の楽しさを味わい日常的に運動に親しむ児童を育てる。
- ・全校での集会活動の時間を設定し、高学年児童の創意を生かした体育的活動・音楽的活動・委員会発表等を実施して、児童の相互交流の促進、豊かな情操の育成、体力の向上等を図る。
- ・異年齢集団での縦割り班活動の指導体制や活動内容を工夫し、児童相互の交流を一層深めるとともに、学年に応じた立場や役割を考えて自主的に行動できる児童を育てる。

## (3) 生活指導

- ・学校生活のきまりを守ろうとする児童を育てる。そのために、全校朝会・集会、学級指導等を活用して月目標・週目標の周知の徹底を図り、全教職員が繰り返し指導していくことを通して、規範意識と基本的生活習慣の確実な定着を図る。
- ・全学年・全学級が交代で昇降口に立って声かけを行う活動など年間を通じて「あいさつ運動」を実施し、全校的・日常的なあいさつの定着を図る。
- ・生活指導夕会や生活指導全体会を通して、児童の現状や課題の共通理解を深めるとともに、全校の協力的体制の下で一人一人の児童の内面に根ざした指導の充実を努める。
- ・校内委員会の定期的な開催及び関係諸機関との積極的な連携により支援体制の一層の充実を図る。課題改善のために、学校支援員を適切に配置する。
- ・安全指導、避難訓練、防犯訓練等を工夫改善し、自分の身を自分で守り、安全に生活できる実践力のある児童を育てるための防災教育に取り組む。また、定期的な安全点検を行い、施設・設備の安全管理と児童の安全確保の徹底を図る。
- ・外部講師の活用によるセーフティ教室や薬物乱用防止教室を充実させるとともに、学校公開日に実施し、保護者や地域の方々にも、児童を取り巻く環境の変化や児童を守るための方法の充実を図る。
- ・いじめ防止のため、「いじめ防止基本方針」に基づいた校内の取り組みを徹底し、「いじめは許さない」という日常の指導を学校全体で繰り返す。校内委員会をいじめ対策の組織として位置付け、防止・発見・解決に迅速に対応する。

## (4) 進路指導

- ・児童一人一人の個性や能力を的確に把握し、自分のよさや可能性に気付かせ、よりよい自己の実現に向けて希望と意欲をもたせる。キャリア教育の視点から望ましい勤労観・職業観の育成を図り、社会の一員としての自覚を高める。
- ・小中連携教育の工夫改善を推進するとともに、家庭・地域、関係諸機関との連携を積極的に深め、協力的体制を築きながら、児童の健全育成に努める。